

富良野税務署からの

お知らせ

申告書は 自分で書いて お早めに

- 所得税の確定申告の相談
及び申告書の受付
2月17日(月)から
3月17日(月)まで
- 消費税及び地方消費税の
確定申告書の受付
3月31日(月)まで

確定申告は正しく

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、3月15日の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金との過不足を精算する手続きです。また、申告して納税するばかりでなく、納めすぎた税金を戻してもらう手続きでもあります。さらに平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税(所得税の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。1年間の所得金額と税額を正しく計算し、期限までに申告と納税を行

ってください。申告が必要かどうかは、国税庁ホームページを参照もしくは富良野税務署や村へお問い合わせください。

消費税及び地方消費税の確定申告は、前々年に課税売上高が1,000万円を超える方で、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた課税売上及び課税仕入れの金額を計算し、納税額及び還付額を計算します。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税が課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

還付される税金があるときは

確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、申告者本人の名義である振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号)を正確に書いてください。

還付される税金がある申告書は既に受け付けを開始しています。

申告書の作成

税務署から申告書が送付された場合は、整理番号等が記載されているため、必ず送付された申告書を使用してください。また、前年の申告が電子申告及び税務署などの会場でパソコンを利用して提出した方は、確定申告に

必要な整理番号等を記載した「お知らせハガキ」が届きますので、その番号を申告書に記載してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算されるので大変便利です。詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧いただき、利用してください。

申告書の提出

申告書は郵便での送付または税務署の時間外收受箱への投函により提出することができます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した場合、電子申告(e-TaxIIイー・タックス)を利用してデータで提出することができます。電子申告(e-Tax)するには電子証明書の取得やICカードリーダーライタが必要となります。電子申告は自宅から申告でき、24時間申告を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

申告書の提出期限及び納付期限

所得税の確定申告は3月17日(月)まで、消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日(月)までです。申告納付ですので、期限までの納付をお願いします。納付には振替納税が便利で、手続きにより納付期限が1

カ月ほど先延ばしされます。提出期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。

【お問い合わせ】

富良野税務署
(富良野市桂木町3番2号)
電話 22・2144

◆富良野税務署での申告会場開設

期間及び相談時間
2月17日(月)から
3月17日(月)まで
※土日・祝日は除く
午前9時から午後4時まで

◆今回から申告が必要となりました

◆国外財産調書制度について
居住者の方で、その年の12月31日までに、5千万円を超える国外財産を有する方は、翌年の3月15日までに、その国外財産の種類、数量及び価格等を記載した「国外財産調書」を税務署に提出することが新たに義務付けられました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

災害等に関して寄附をされた方は、申告することによって寄附金控除の対象となる場合がありますので、領収書等をご確認ください。

平成26年度 村・道民税の 申告納税相談 のお知らせ

1月1日現在、占冠村に住所のある方で、平成25年中に収入のあった方は、「村・道民税」の申告をしていただく必要があります、所得税の確定申告と同時に受け付けています。

申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、各種公共料金や医療費負担割合の算出に支障をきたす場合があります。特に、平成26年度は臨時福祉給付金の判定に税情報を使用しますので、正しい申告をお願いします。

申告手続等については下記のとおりです。3月17日（月）までの期限内申告についてご理解とご協力をお願いします。

申告しなければならぬ方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 平成25年中に退職された方（再就職し、その勤務先で年末調整を終えていけば申告不要です）
- 平成25年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者（収入がなくとも申告が必要です）
- のちに所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

申告する必要のない方

- 平成25年中の所得が給与のみで、勤務先での年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

申告の際に必要なもの

- ▼ 収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- ▼ 控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、健康保険・介護保険の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- ▼ 印鑑（シャチハタ不可）、筆記用具、電卓等
- ▼ 所得税の確定申告をされる方で、事前に税務署から申告書用紙が

送付されてきた場合はその用紙や「お知らせハガキ」

▼ 所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金口座番号等がわかるもの

申告期限

3月17日（月）

（申告期間の終了間近は込み合う場合がありますので、早めにお済ませください）

■お問い合わせ

総務課 税務担当
電話 56-2125

多くの方に電子申告（e-tax）を利用していただけるよう、村では、申告用のパソコンとICカードリーダーを用意しています。

電子申告の操作については、職員がお手伝いしますので、ぜひご利用ください。

電子申告をするには電子証明書が必要で、有効期限は3年です。更新には手数料500円がかかります。電子証明書は住民基本台帳カードと一体となっており、カードに記載されている有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますので、ご注意ください。



■次の日程で申告相談会場を設けます （所得税の確定申告も同時に受け付けます）

月 日	時 間	会 場
2月18日（火）	10：00～16：00	双珠別住民センター集会室
2月19日（水）	10：00～16：00	占冠地域交流館集会室
2月25日（火）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）
2月26日（水）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）

※この期間以外は、役場総務課税務担当で随時申告を受け付けています。

